

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

●事業報告

主要な事業所等

使用人の状況

主要な借入先の状況

社外役員に関する事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制

及び当該体制の運用状況

●連結計算書類

連結注記表

●計算書類

個別注記表

第30期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

株式会社インプレスホールディングス

法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、ご提供しているものであります。

(<https://www.impressholdings.com/ir/investor/meeting/>)

(1) 主要な事業所等 (2022年3月31日現在)

当社	東京都千代田区
(株)インプレス	//
(株) I A D	//
(株)リットーミュージック	//
(株)エムディエヌコーポレーション	//
(株)山と溪谷社	//
(有)原の小屋	福島県南会津郡
イカロス出版(株)	東京都千代田区
(株)天夢人	//
(株) I C E	//
(株)近代科学社	//
(株)インプレス R & D	//
(株)クリエイターズギルド	//
(株) i D M P	//
Impress Business Development (同)	//
(株)Impress Professional Works	//

- (注) 1. 英普麗斯(北京)科技有限公司は、2021年6月の清算終了により、連結の範囲から除外しております。
2. イカロス出版(株)は、2021年8月の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
3. (有)原の小屋は、重要性が増したことにより、当連結会計年度末から連結の範囲に含めております。

(2) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
647名	70名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
15名	1名増	48.4歳	13.8年

(3) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
(株)りそな銀行	262百万円
(株)三井住友銀行	150
(株)三菱UFJ銀行	100
(株)みずほ銀行	100

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・ 社外取締役 白石徹氏は、Sコンサルティング(有)の代表取締役ならびに(株)セレコーポレーションの社外監査役であります。当社と同社等との間には特別の関係はありません。
 - ・ 社外取締役 藤倉尚氏は、ユニバーサルミュージック(同)の社長兼最高経営責任者ならびに(一社)日本レコード協会の副会長であります。当社と同法人等との間には特別の関係はありません。
 - ・ 社外監査役 松本伸也氏は、丸の内総合法律事務所のパートナー 代表弁護士であります。当社子会社 (株)Impress Professional Worksと同事務所との間には法律顧問契約があります。
 - ・ 社外監査役 九里和男氏は、九里和男税理士事務所の税理士であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
 - ・ 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会 (14回開催)		監査役会 (4回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役 白石 徹	13回	93%	一回	—%
社外取締役 藤 倉 尚	14	100	—	—
社外監査役 松 本 伸 也	14	100	4	100
社外監査役 九 里 和 男	14	100	4	100

(注) 上記のほか、会社法第370条に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議を1回行っております。

・社外取締役の主な活動状況及び役割

社外取締役 白石 徹	<p>経営管理体制の整備等に係る豊富な知識を有しており、主に当社の経営全般に関する意見、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> <p>また、同氏は、報酬委員会委員長として、役員報酬の決定プロセスにおける透明性及び妥当性判断に際し、重要な役割を果たしております。</p>
社外取締役 藤倉 尚	<p>グローバル企業の日本法人責任者としてのマネジメント力とネットワークを活かし、主に当社の経営に対し有益な意見・指導を行っております。</p> <p>また、同氏は、指名委員会委員長として、役員選任の決定プロセスにおける透明性及び妥当性判断に際し、重要な役割を果たしております。</p>

・社外監査役の主な活動状況

社外監査役 松本伸也	<p>取締役会ならびに監査役会等重要な会議に出席し、弁護士としての専門的見地から主に法令及び定款遵守に関する監査事項につき必要に応じて発言を行っております。</p>
社外監査役 九里和男	<p>取締役会ならびに監査役会等重要な会議に出席し、税理士としての専門的見地から主に会計及び税務に関する監査事項につき必要に応じて発言を行っております。</p>

③ 社外役員の独立性に関する判断基準

当社は、当社の社外取締役または社外監査役（以下、総称して「社外役員」という）が、以下のいずれにも該当しない場合、当社の経営陣から独立した中立の立場として独立性を有すると判断する。

1. 社外役員自らまたは社外役員が業務執行取締役、執行役員もしくは使用人（以下、総称して「業務執行者」という）である法人と当社または当社の子会社（以下、総称して「当社等」という）との間において、多額の取引がある場合。
2. 当社等からの役員報酬以外に高額の報酬を受領しているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）の場合。
3. 当社の会計監査人に所属する者の場合。
4. 当社の議決権の10%以上を保有している株主またはその株主において業務執行者である場合。
5. 上記1から4に該当する二親等以内の親族がいる場合。但し、2及び3に掲げる者については、当該親族が重要な業務執行者及び公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者である場合に限る。

(注) 1. 多額の取引は、当社等と取引先間の年間取引額が次のいずれかに該当するものを想定しています。

①当社等の連結売上高の2%超

②取引先の連結売上高（連結決算を実施していない取引先は、単体の売上高）の10%超

2. 高額の報酬は、過去4事業年度において総額5,000万円超の報酬を想定しています。

(5) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

② 会計監査人に対する報酬等

1. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

40,000千円

2. 当社及び子会社が支払うべき金銭等の合計額

42,400千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び実績状況、報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、以下の報酬を非監査業務に基づく報酬として支払っております。

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用に伴う影響、問題点等を把握するため、助言及び情報提供等を受けるための報酬

イカロス出版(株)の全株式取得に対して、イカロス出版(株)の財政状態及び経営成績の妥当性評価のための合意された手続に対する報酬

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社計算規則第131条に定める会計監査人の職務の遂行に関する事項について、職務の遂行が適正に実施されることが確保できないと判断した場合、また、会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあると判断した場合。

(6) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ・当社代表取締役は、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることにつき、その精神を繰り返し当社グループの役職員に伝えることにより徹底する。
- ・当社代表取締役は、コンプライアンス戦略を策定する当社取締役または執行役員を任命し、当社グループの「コンプライアンス規程」に従い当社グループのコンプライアンス体制の維持・向上を推進する。
- ・当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引ならびにその不当な要求に対しては一切応じない。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ・当社代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき統括する情報管理責任者を任命し、その者をして、「情報管理規程」に従い、当社グループの職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存させる体制を構築する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社代表取締役は、リスクマネジメントを所管する当社取締役または執行役員を任命し、当社グループの「リスクマネジメント規程」に従い当社グループのリスクマネジメントに関する体制の整備及び問題点の把握に努める。その実施にあたっては、リスクマネジメントを所管する当社取締役または執行役員が任命する担当者と構成されるリスクマネジメント事務局が、リスクマネジメント上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。
- ・グループ各社においては、各社社長が各社のリスクマネジメント責任者を任命し、リスクマネジメント体制の整備及び問題点の把握に努める。また、各社社長は、各社のリスクマネジメント担当者を選任し、同担当者をして、リスクマネジメント事務局と共同で、各社固有のリスクの分析と、その対策の具体化にあたらせる。
- ・当社グループの役職員がリスクマネジメント上の問題を発見した場合は、すみやかに各社リスクマネジメント責任者を通じてリスクマネジメント事務局へ報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・社内規程の定めに基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社グループにおける内部統制の充実を目指し、当社代表取締役は、当社グループの内部統制の維持・改善を統括する責任者及び責任者を補助する担当者を当社取締役または執行役員の中から任命するとともに、その者をして当社グループ間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を促進させるものとする。
 - ・内部監査室は、関係部門と連携し、当社グループに対する内部監査を行うものとする。
 - ・当社の「関係会社管理規程」に従い、当社代表取締役に任命された取締役等は、当社代表取締役に自社または担当する会社の経営及び財務状況を定期的に報告するものとする。
6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役職務を補助する組織を当社の内部監査室及び社長室とする。
 - ・補助者の人事異動については、監査役会の意見を尊重するものとし、当該補助者は、監査役の指示に基づき監査役会の職務を補助するものとする。
7. 監査役職務の執行により生ずる費用に関する事項
 - ・監査役職務の執行に係る諸費用については、当該監査の実行性を担保すべく予算を確保し、監査役が職務の執行により費用の前払、もしくは支出した費用の精算等を請求した場合、社内規定に基づき支払うものとする。
8. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制及びその他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役及び使用人等は、取締役会、経営会議、その他の重要な会議への監査役の出席を通じて職務の執行状況を報告し、内部監査室は、監査結果を監査役に報告する。このほか、監査役からの求めに応じ、業務及び財産の状況を報告する。
 - ・当社グループの役職員は、法令・定款等のコンプライアンス上の重要な事項、会社に著しい損害を及ぼす恐れのあるリスクマネジメント上の重要な事項に関する事実を発見した場合には、常勤監査役に直接報告することができるものとする。当社グループは、当該報告者に対し、人事制度上その他の不利益な取扱いをせず、また、他の役職員による当該報告者に対する嫌がらせまたは不利益な取扱いを禁ずる。
9. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・常勤監査役による代表取締役、取締役、執行役員及び重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を設けるとともに、監査役会、会計監査人、非業務執行取締役及び内部監査室との間で定期的に監査に関する意見交換会を実施する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に記載した内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

1. コンプライアンス・リスク管理について

年に一度、管理すべきリスクの見直しを行い、「リスクカタログ」の整備を行っております。顕在化したリスクについては、「リスクマネジメント事務局」において情報集約、評価、対策の調整及びモニタリングを行っております。また、コンプライアンス上の問題がある場合は、相談窓口として、当社代表取締役が任命する当社取締役、執行役員、常勤監査役または弁護士事務所に直接報告できる「特別ホットライン」を用意し、報告者に対し不利な取扱いがなされないように徹底しております。

2. グループ管理体制について

「関係会社管理規程」に基づき、当社代表取締役は定期的の子会社の経営状況等の報告を受け、現況を把握できる体制になっております。また、当社の内部監査室が子会社の内部監査を行い、定期的に当社代表取締役及び取締役会に監査結果について報告を行っております。

3. 監査役会への報告体制について

常勤監査役が、取締役会をはじめ経営会議等重要な会議へ出席し、代表取締役、取締役、会計監査人、リスクマネジメント事務局長、内部監査室、執行役員、その他重要な使用人との間で情報交換等を行い、監査役会に定期的に報告することで、取締役会の職務執行状況ならびに内部統制システムの整備及び運用状況を把握できる体制になっております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 15社
- ・主要な連結子会社の名称 (株)インプレス
(株)IAD
(株)リットーミュージック
(株)エムディエヌコーポレーション
(株)山と溪谷社
(有)原の小屋
イカロス出版(株)
(株)天夢人
(株)ICE
(株)近代科学社
(株)インプレスR&D
(株)クリエイターズギルド
(株)iDMP
Impress Business Development(同)
(株)Impress Professional Works

英普麗斯(北京)科技有限公司は、2021年6月の清算結了により連結の範囲から除外しております。

イカロス出版(株)は、2021年8月の株式取得に伴い当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(有)原の小屋は、重要性が増したことにより当連結会計年度末から連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数 2社
- ・会社等の名称 (株)編集工学研究所
(株)ファンギルド

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 関連会社 (株)シフカ
- ・持分法の範囲から除いた理由 上記の会社につきましては、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の(株)IADの決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品

主として先入先出法による原価法

（貸借対照表価額については収益性低下に基づく簿価切り下げ方法）なお、最終刷後6ヶ月以上を経過した売残り単行本については、法人税基本通達に基づいた評価基準を設け、一定の評価減を実施しております。

・仕掛品

個別法による原価法

（貸借対照表価額については収益性低下に基づく簿価切り下げ方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法または定額法

ロ. 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社は主として、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループは、IT、音楽、デザイン、山岳・自然、航空・鉄道、モバイルサービス、その他の報告セグメントごとに、事業を分類して収益を管理しております。

イ. 出版・電子出版事業

出版・電子出版事業においては、各種専門書籍や雑誌、電子書籍、季節商品（年賀状ブック、カレンダー、手帳）等、出版物の販売に加え、雑誌への広告掲載も行ってあります。書籍及び雑誌の販売については、当該製品を納品した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。ただし、当社グループは、出版業界の慣行に従い、原則として出版取次経由で書店に配本した書籍及び雑誌等については、配本後、約定期間（委託期間）内に限り、返品を受け入れることを販売条件とする委託販売制度を採用しております。そのため、将来返品が見込まれる額を変動対価として販売時に収益を認識せず、返品資産および返金負債を計上する方法を採用しております。返金負債の見積りについては、直近の販売額に過去の返品実績に基づいた率を乗じて算出し、返品資産は、返金負債をもとに書籍及び雑誌（一部ブック含）について、回収すると見込める金額を見積もって計上しております。また、出版取次等に対する売上歩戻及び販売奨励金等のリベートについては、取引価格から減額する方法を採用しております。売上歩戻及び販売奨励金等のリベートについては、出版取次等からの請求に基づいた金額及び出版取次等との契約に基づき当期販売額を加味した見積額を算出しております。電子書籍の販売に関しては、主に電子書籍販売ストア上でコンテンツの提供が確定した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。出版広告については、広告が掲載された製品を発売した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

なお、取引の対価については、履行義務の充足時点から概ね2から7ヶ月以内に受領しております。

ロ. ネットメディア・サービス事業

ネットメディア・サービス事業については、デジタル総合ニュースサービス「Impress Watch」や「ヤマケイオンライン」等、各事業会社の専門的な情報をWebメディアによって発信しております。主な収益はWebメディアに広告を掲載する広告掲載料となり、Webメディアに掲載することが履行義務となります。広告配信が完了した時点で履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。

なお、取引の対価については、履行義務の充足時点から概ね1から2ヶ月以内に受領しております。

ハ. ターゲットメディア事業

ターゲットメディア事業については、「IT Leaders」「ネットショップ担当者フォーラム」等の専門性の高い分野の情報を、Webメディアを通じて企業向けに発信、またビジネスセミナーやイベントの開催等を実施しております。主な収益はWebメディアに広告を掲載する広告掲載料となり、Webメディアに掲載することが履行義務となります。広告配信が完了した時点で履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。

ビジネスセミナーやイベントにおいては、主にビジネスセミナーやイベント等で収集したリード情報を顧客に提供することが履行義務となり、顧客との契約に基づいたリード情報を提供した時点で履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。また、一部のイベントにおいては、イベントを開催することが履行義務となり、イベントを開催した時点で履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。

なお、取引の対価については、履行義務の充足時点から概ね1から2ヶ月以内に受領しております。

ニ. ソリューション事業

ソリューション事業については、各事業会社の専門コンテンツを活かし、企業や自治体向けのセールスプロモーションツール、Webサイト、出版物などの制作受託を行っております。当社グループは顧客に対して、契約に基づいて制作した製品を顧客に提供することが履行義務となります。当社グループは顧客との契約に基づいて制作した製品を顧客に納品し、当該製品を納品した時点で履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。

なお、取引の対価については、履行義務の充足時点から概ね1から2ヶ月以内に受領しております。

ホ. プラットフォーム事業

プラットフォーム事業については、コンテンツホルダーとの協業による電子コミックプラットフォームの運営や楽器マーケットプレイス「デジマート」等、当社グループのプラットフォームを活かしたサービスを行っております。主な事業内容である電子コミックプラットフォームについては、顧客に対してアプリの開発・保守・運用等を提供することが履行義務となります。開発については、顧客の検収が完了した時点で履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。保守・運用については、保守運用業務委託契約に基づき、契約期間にわたってスマートフォン向けアプリケーションの保守運用業務を提供する履行義務があり、顧客との契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

なお、取引の対価については、履行義務の充足時点から概ね3ヶ月以内に受領しております。

- ⑤ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ⑥ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法
- 金利スワップについては、特例処理の条件を充たしているものは、特例処理を採用しております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
- ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・借入金の利息
- ハ. ヘッジ方針
- 借入金の金利変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は、個別契約ごとに行っております。
- ニ. ヘッジ有効性評価の方法
- 特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。
- ⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- イ. 退職給付に係る会計処理の方法
- i. 退職給付見込額の期間帰属方法
給付算定式基準によっております。
- ii. 数理計算上の差異の費用処理方法
各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。
未認識数理計算上の差異については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ロ. 連結納税制度の適用
- 当社及び一部の連結子会社は当社を連結親法人として連結納税制度を適用しております。
- ハ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
- 当社及び国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の規定に基づいております。

2. 会計方針の変更

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、以下のとおり変更しております。

イ. 返品権付販売である出版販売における将来返品が見込まれる額について、従来は認識せずに売上総利益相当額である返品調整引当金を計上していましたが、収益認識基準の適用により、将来返品が見込まれる額を変動対価として販売時に収益を認識せず、返品資産及び返金負債を計上する方法に変更しております。

ロ. 出版取次等に対する売上歩戻及び販売奨励金等のリポートについて、従来、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、取引価額から減額する方法に変更しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含め、「流動資産」に表示していた「返品債権特別勘定」及び「流動負債」に表示していた「返品調整引当金」に代わり、「流動資産」に「返品資産」及び「流動負債」に「返金負債」を設けて表示しております。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用されております。

これらの結果、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の当期首残高は24,444千円減少しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 重要な会計上の見積り

繰延税金資産の回収可能性

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 397,023千円

繰延税金負債との相殺前の金額は397,115千円であります。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは単年度の事業計画に不確実性を加味した数値を基礎としております。

当社グループは連結納税制度を適用しており、地方税については翌期1年間の各社毎に算出した課税所得及びタックス・プランニングに基づき、連結法人税については、翌期1年間の連結課税所得及びタックス・プランニングに基づき、それぞれの繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

②主要な仮定

事業計画に基づく課税所得の見積りは、事業区分毎の事業環境や各セグメントの事業計画の変動リスクを分析し、より確実性の高い課税所得の見積りによる回収可能性の判断を実施しております。当該事業計画には、紙の出版市場及び電子出版市場のそれぞれの過去からのトレンドを基礎として、当社グループが取扱う製品の需要予測に加え、さらに原材料価格や配送価格等の製造から販売に至るコスト上昇リスクを加味しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響は、事業環境の変化等の見積りの不確実性により、課税所得の見積額が変わることで、繰延税金資産の回収予測額が変動し、課税所得に法定実効税率を乗じた金額だけ法人税等調整額及び当期純利益に影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 1,382,532千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	37,371,500株	一株	一株	37,371,500株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当支払額

決議	株式の種類	配当の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月12日 取締役会	普通株式	133,752	4.00	2021年3月31日	2021年6月23日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	217,471	6.50	2022年3月31日	2022年6月24日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、業務提携等を目的とした株式等への投資を行っておりますが、資金運用につきましては短期的な預金等の安定運用を基本としております。また、資金調達につきましては、事業計画に照らして、必要な資金を主として銀行借入等により調達する方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されています。

投資有価証券は、投資先企業との業務提携に関連する株式及び資金の安定運用を目的とした債券であり、市場価格の変動リスクや投資先の財務状況悪化による損失の発生及び投資回収の遅延等のリスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金・未払金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されています。

借入金のうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に対するリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

営業債権につきましては、グループ各社において、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、リスクマネジメント規程に従い、貸倒れリスクの一元的な管理を行っております。

ロ. 市場リスクの管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制する必要があると認められる場合は、格付の高い金融機関と金利スワップ等のデリバティブ取引を行っております。

投資有価証券につきましては、当社の投資管理規程に従い、時価や投資先企業の財務状態を把握しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金の調達については、資金調達手段の多様化、複数の金融機関との取引、長短の借入バランスの調整等により、流動性リスクのヘッジを図っております。

また、キャッシュ・マネジメント・システムの導入により資金の一元的な管理を進めており、余剰資金の効果的な活用により資金効率の改善を図るとともに、グループ各社の業績及び資金繰りの動向を月次でモニタリングすることで、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定におきましては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日現在（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	27,158	27,158	—
資産計	27,158	27,158	—
(2) 長期借入金(* 2)	262,500	261,767	△732
負債計	262,500	261,767	△732

(* 1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」について、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(* 2) 一年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(* 3) 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度
① 非上場株式	660,033

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	27,158	－	－	27,158
資産計	27,158	－	－	27,158

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	261,767	－	261,767
負債計	－	261,767	－	261,767

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 企業結合等に関する注記

取得による企業結合

当社は、2021年7月27日開催の取締役会において、以下のとおり、イカロス出版株式会社（以下、イカロス出版）の株式を取得し、完全子会社化することについて決議いたしました。また、同日付で株式譲渡契約を締結し、当該株式譲渡契約に基づき2021年8月2日付で同社の全株式を取得しております。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 イカロス出版株式会社

事業の内容 陸海空、就職・資格訓練、その他一般出版物の発行、販売

②企業結合を行った主な理由

当社グループは、専門性の高いコンテンツによる競争力強化と隣接分野の拡大を基本戦略としており、コアなファンを有する専門コンテンツ分野の拡大を重要な経営課題の一つとしております。

イカロス出版株式会社は、月刊誌『エアライン』をはじめとする航空関連を軸に40年の歴史を持ち、陸海空、旅行、そして防災の各分野で専門性の高いコンテンツを提供している出版社です。

イカロス出版株式会社の持つブランド力、専門コンテンツ力は「マーケットをリードする専門メディアグループ」を指向するインプレスグループとシナジーが見込まれ、今後の事業展開に非常に有利であると判断し、今回の株式取得を決定しました。

今後につきましては、イカロス出版株式会社の企画編集力に当社グループ内のリソースを効果的に活用してメディアミックスを展開することで、ファンコミュニティの構築、電子出版、Webサービスや法人向け事業等の開発に取り組んでまいります。

③企業結合日

2021年8月2日（みなし取得日 2021年9月30日）

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称

変更ありません。

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、株式を取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2021年10月1日から2022年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,300,000千円
取得原価		1,300,000千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 70,900千円

(5) 発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因

企業結合時の時価純資産が取得原価を上回ったため、その差額187,179千円を負ののれん発生益として計上しております。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	2,079,918千円
固定資産	63,746千円
資産合計	2,143,665千円
流動負債	563,616千円
固定負債	92,868千円
負債合計	656,485千円

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント							その他 (注)	合計
	IT	音楽	デザイン	山岳・ 自然	航空・ 鉄道	モバイル サービス	計		
売上高 コンテン ツ事業	6,344,181	1,476,402	1,033,165	1,803,296	816,939	193,737	11,667,723	650,966	12,318,689
メディア & サ ービス 事業	5,892,372	1,335,901	1,033,165	1,741,255	753,410	128,194	10,884,299	258,280	11,142,579
出版・ 電子出 版	3,038,007	1,186,216	1,007,663	1,679,930	734,157	128,015	7,773,990	258,280	8,032,270
ネット メディア ・サ ービス	1,643,491	149,684	25,502	61,324	19,253	178	1,899,435	-	1,899,435
ターゲ ットメ ディア	1,210,872	-	-	-	-	-	1,210,872	-	1,210,872
ソリュ ーショ ン事業	451,809	140,500	-	62,041	63,529	65,542	783,424	392,685	1,176,110
プラッ トフォ ーム 事業	273,987	465,620	-	-	-	1,499,949	2,239,557	220,514	2,460,071
顧客との 契約から 生じる収 益	6,618,169	1,942,022	1,033,165	1,803,296	816,939	1,693,686	13,907,280	871,480	14,778,761
外部顧客 への売上 高	6,618,169	1,942,022	1,033,165	1,803,296	816,939	1,693,686	13,907,280	871,480	14,778,761

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、出版・電子出版、Web サイト等の受託制作及び出版流通プラットフォームの開発・運営等が含まれております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(4) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	3,797,969千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	4,412,175千円
返品資産（期首残高）	218,465千円
返品資産（期末残高）	245,392千円
返金負債（期首残高）	434,842千円
返金負債（期末残高）	518,824千円

当社グループの出版・電子出版事業においては、出版業界の慣行に従い、原則として出版取次経由で書店に配本した書籍及び雑誌等について、配本後、約定期間（委託期間）内に限り、返品を受け入れることを条件とする委託販売制度を採用しており、当該制度による将来返品が見込まれる額を変動対価として販売時に収益を認識せず、返品資産及び返金負債を計上しております。なお、約定期間（委託期間）は1から6ヶ月となっております。

過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 275円81銭

(2) 1株当たり当期純利益 26円19銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益 875,972千円

普通株主に帰属しない金額 ー千円

普通株式に係る親会社株主に帰属する

当期純利益 875,972千円

普通株式の期中平均株式数 33,451,425株

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額 9,233,943千円

純資産の部の合計額から控除する金額 6,038千円

普通株式に係る期末の純資産額 9,227,904千円

1株当たり純資産額の算定に用いられた

期末の普通株式の数 33,457,077株

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|------------------|---|
| ① 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| ② 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ③ その他有価証券 | |
| ・市場価格のない株式等以外のもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|----------|--|
| ① 有形固定資産 | 定額法 |
| ② 無形固定資産 | ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法を採用しております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|---|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 |
| ③ 退職給付引当金 | 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 |

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の収益は、子会社からの経営指導料、受取手数料及び受取配当金となります。経営指導料及び受取手数料については、子会社との契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、当該業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

なお、取引の対価については、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に受領しております。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の条件を充たしているものは、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は、個別契約ごとに行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理と異なっております。

② 連結納税制度の適用

当社を連結親法人として連結納税制度を適用しております。

③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の規定に基づいております。

2. 会計方針の変更

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 10,371千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- ① 短期金銭債権 870,854千円
 - ② 短期金銭債務 3,920,777千円
 - ③ 長期金銭債権 479,759千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- ① 営業取引による取引
 - 受取手数料 372,813千円
 - 受取配当金 764,968千円
- ② 営業取引以外による取引
 - 受取利息 7,662千円
 - 支払利息 5,229千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	3,933,353株	7,896株	26,826株	3,914,423株

(注) 普通株式の自己株式の増加は単元未満株式の買取りによるものであります。また、普通株式の自己株式の減少は、2021年6月30日開催の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬として処分したものであります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	1,982千円
貸倒引当金	118,805千円
退職給付引当金	25,082千円
減価償却超過額	1,950千円
投資有価証券評価損	40,964千円
関係会社株式評価損	477,778千円
繰越欠損金	697,163千円
未払事業所税	319千円
未払事業税	3,785千円
役員特別退職金	2,599千円
その他	7,373千円
繰延税金資産小計	1,377,804千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△697,163千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△680,641千円
評価性引当額	△1,377,804千円
繰延税金資産合計	-千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△113千円
繰延税金負債合計	△113千円
合計	△113千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権 等の所有割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	(株)インプレス	東京都千代田区	90	IT・PC関連の出版事業、ネットメディア・サービス事業、ターゲット事業、ソリューション事業	100.0	資金の借入、連結納税、役員兼任	経営インフラの提供料(注1)	707,174	売掛金	24,447
							連結納税に伴う回収予定額	—	未収入金	283,488
							預り金の増加(注2)(注3)	199,604	預り金	1,794,341
子会社	(株)リットーミュージック	東京都千代田区	100	音楽・楽器関連の出版事業、ソリューション事業、楽器販売プラットフォーム事業	100.0	資金の借入、役員兼任	預り金の増加(注2)(注3)	94,695	預り金	488,416
子会社	(株)エムディエヌコーポレーション	東京都千代田区	50	デザイン・グラフィック関連の出版事業	100.0	資金の貸付、役員兼任	受取利息(注2)(注3)	1,883	短期貸付金	95,785
子会社	(株)ICE	東京都千代田区	100	パートナー企業のデジタルプラットフォーム開発・運営、デジタルファースト出版事業	100.0	資金の借入、役員兼任	経営インフラの提供料(注1)	186,533	売掛金	2,725
							預り金の減少(注2)(注3)	66,312	預り金	466,671
子会社	イカロス出版(株)	東京都千代田区	16	航空、鉄道、ミリタリー、レスキュー関連の出版事業、スクール事業、ソリューション事業	100.0	資金の借入、連結納税、役員兼任	連結納税に伴う支払予定額	—	未払金	143,274
							預り金の増加(注2)(注3)	699,996	預り金	699,996
子会社	(株)天夢人	東京都千代田区	30	鉄道・旅・自然・歴史関連の出版事業、ソリューション事業	100.0	資金の貸付、役員兼任	受取利息(注2)(注3)	1,653	短期貸付金	129,610
子会社	(株)インプレスR&D	東京都千代田区	15	次世代型出版プラットフォーム事業	100.0	資金の貸付、役員兼任	受取利息(注2)(注3)	1,538	長期貸付金	270,000

子会社	(株)Impress Professional Works	東京都千代田区	30	グループの経営管理及び販売・物流管理業務	100.0	資金の貸付、資金の借入、役員の内兼任	受取利息 (注2) (注3)	1,323	短期貸付金	40,080
							長期貸付金の減少 (注2) (注3)	40,080	長期貸付金	66,000
							グループ運営管理費用 (注1)	180,396	未払金	2,803

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

1. 市場価格、総原価、利用実態等を勘案して毎期価格交渉の上、取引条件を決定しております。
2. 市場金利、調達コストを勘案して、取引条件を決定しております。
3. 当社は、グループ全体の資金効率を高めることを目的に、資金の一元管理を行っており、余剰資金を預り金として当社に集約し、各社の資金需要に応じた貸付を実行しております。資金の取引金額は、資金の決済が随時行われることにより把握が困難であるため期首と期末の差額を記載しております。

なお、当社は、債務超過となった子会社への短期貸付金及び長期貸付金に対し貸倒引当金を設定しており、当事業年度において貸倒引当金繰入額26,000千円を計上し、当事業年度末の貸倒引当金残高は414,000千円となっております。

8. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 208円69銭

(2) 1株当たり当期純利益 9円87銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	330,173千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る当期純利益	330,173千円
普通株式の期中平均株式数	33,451,425株

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額	6,982,003千円
純資産の部の合計額から控除する金額	－千円
普通株式に係る期末の純資産額	6,982,003千円

1株当たり純資産額の算定に 用いられた期末の普通株式の数	33,457,077株
---------------------------------	-------------

10. 重要な後発事象に関する注記

(会社分割)

当社は2022年4月26日開催の取締役会において、当社連結子会社である㈱Impress Professional Works(以下、「IW」という。)の組織再編及びIWが担う当社グループの経営管理機能を当社へ承継する吸収分割(以下、「本吸収分割」という。)の実施を決議し、同日付で吸収分割契約の締結を行いました。なお、本吸収分割は完全子会社の事業を承継する簡易吸収分割の方法により実施いたします。

(1)会社分割の目的

本吸収分割は、グループ戦略の策定機能、ガバナンス体制の強化及び経営管理業務の効率化を目的としております。

(2)会社分割の要旨

①会社分割の日程

吸収分割契約承認取締役会(IW)	2022年4月25日
吸収分割契約承認取締役会(当社)	2022年4月26日
吸収分割契約締結(当社とIW間)	2022年4月26日
吸収分割の効力発生日	2022年7月1日

なお、本吸収分割は、当社において会社法第796条第2項に規定する簡易吸収分割に該当することから、本吸収分割の承認に係る株主総会を開催せずに行います。

②会社分割の方式

IWを吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割です。

③会社分割に係る割当ての内容

本吸収分割による株式の割当て、その他の金銭等の交付はありません。

④会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

⑤会社分割により増減する資本金

該当事項はありません。

⑥承継会社が承継する権利義務

・資産、負債及びこれに付随する権利義務

承継会社は、吸収分割契約書に別段の定めがある場合を除き、本吸収分割によりIWの分割対象事業に関して有する資産、負債及び契約上の地位その他これらに付随する権利義務を承継いたします。ただし、法令上の理由により承継できないもの、及び当社とIWとの間において承継の対象から除く旨を別途合意したものを除きます。なお、債務の承継は重畳的債務引受の方法によるものいたします。

・労働契約上の権利義務

承継会社に承継される事業に主として従事するIWの従業員に係る雇用契約は承継いたします。

⑦債務履行の見込み

本吸収分割において、当社及びIWが負担すべき債務については、履行の見込みに問題はなないと判断しております。

(3)実施する会計処理の概要

本吸収分割は、「企業結合に関する会計基準(企業会計基準第21号 2019年1月16日)」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施する予定です。

11. 記載金額は表示単位未満を切捨てて表示しております。